2024年10月18日

各位

三重県亀山市和田町1012

柳河精機株式会社

代表取締役　安田 八洋

**株式併合後の端数株処分代金のお支払いに関するご案内（最終）**

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

　先般、当社より株式併合後の端数株処分代金のお支払いに関するご案内をお送りさせていただいておりますが、現在も処分代金のお支払いが完了しておりません。つきましては、下記をご高覧のうえご確認くださいますようお願い申し上げます。

　末筆ながら、これまでの当社へのご支援に、心より御礼申し上げますとともに、今後もこれまでと変わらぬご愛願のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

**1.ご案内の概要**

　当社は、以下のとおり、当社が2022年1月14日を効力発生日として実施いたしました株式併合により、1株に満たない端数につき、その端数の合計数に相当する株式を、会社法その他の関係法令に従って当社が買い取り、当該買取りの代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じてお支払いする旨のご案内を送付させていただいております。

　【これまでにお送りしたご案内】

　　2022年2月　株式併合後の端数株処分代金お支払いに関するご案内

　　2022年3月　株式併合後の端数株処分代金のお支払い時期に関するご案内

　　2022年7月　株式併合後の端数株処分代金のお支払い方法の変更に関するご案内

**2. お支払いを希望される場合のお手続き**

端数株処分代金のお支払いを希望される場合は、同封いたしました「端数株式処分代金振込依頼書」にご指定いただく株主様名義の口座をご記入の上、返信用封筒にて当社までお送り願います。ご事情により株主様名義の口座を指定できない場合につきましては、同封の「端数株式処分代金お受け取人名義書換方法」に記載の必要書類一式をあわせてお送り願います。

**なお、誠に勝手ではございますが、2024年12月20日（必着）までにご返信をいただけなかった株主様につきましては、端数株処分代金に関する債権（請求権）を放棄したものと扱わせていただきます。**

**3.本件に関するご照会先**

　　ご不明な点につきましては、以下の照会先までお問い合わせ願います。

　　柳河精機株式会社　管理部

　　電話　049-238-4435

　　受付時間　9：00 ～ 17：00（土・日・当社カレンダーの休日を除く。）

なお、処分代金のお支払に関する課税についてのお問い合わせ等につきましては、最寄りの税務署または税理士等の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

以上